

面会規定

医療法人愛生会 兼松病院

第1条(目的)

本規定は、入院患者様の療養環境の維持と感染防止を図りつつ、患者及び家族の関係の維持・意思決定支援を行うために、感染対策等の正当な理由なく面会をさまたげないよう、療養生活の質の向上及び尊厳の保持を図り、円滑な入院生活を送れることを目的とする。

第2条(面会の実施)

- 1.面会に関しては、患者の療養環境及び、他の患者の療養を妨げない範囲で行う
- 2.面会時間、場所、方法等に関しては、感染状況を踏まえ、別途ルール定め、対応する。

第3条(面会対象者)

- 1.年齢制限は行わないが、小学生以下の方は要保護者同伴とする。
- 2.患者様の家族等近親者等

第4条(面会手続き)

- 1.面会者は、各病棟ナースステーション前で名前の記載をしてから、面会してもらう。

第5条(面会制限)

次の事項に該当する場合は、必要最小限の範囲で面会の制限を行うこととする。

- ①感染症の流行時期又は、院内発生により感染防止が必要な場合
- ②患者の病状や治療内容等で、医師が制限を必要とした場合
- ③患者や他の患者の安全や療養環境を著しく損なう恐れがある場合

第6条(患者・家族等への説明)

面会に関するルールに関しては、規定は院内に掲示し、患者・家族等に関しては入院時にわかりやすく説明、パンフレットを配布する

第7条(周知)

本規定の内容は、病棟等の見やすい場所に掲示するとともに、ホームページで周知する。

附則

本規定は、令和8年4月1日より施行する。

尚

本規定は、定期的に感染委員会で検討し、見直しを行うこととする。